

# 感染症予防及びまん延防止 のための指針

医療法人 泰一会

居宅介護支援事業所 みかじま

(目的)

第1条 居宅介護支援事業所 みかじま（以下事業所）は、利用者及び従業員等（以下利用者等）の安全確保のため、平時から感染症予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。そのために事業所は、感染症の原因特定及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し、運用できるよう本指針を定める。

(種別)

第2条 事業所が予め対応策を検討しておくべき主な感染症は以下の通りとする。

- ① 集団感染を起こす可能性がある感染症で、利用者等に感染が起これ、媒介者となりうる感染症
  - ・インフルエンザ
  - ・新型コロナウイルス
  - ・感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等）
  - ・疥癬
  - ・結核
- ② 抵抗力の低下した人に発生しやすい感染症
  - ・メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）感染症
  - ・緑膿菌感染症
- ③ 血液、体液を介して感染する感染症
  - ・肝炎（B型、C型）

(感染症発生時の具体的対応)

第3条 事業所は、感染症の発生を把握した場合、利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないように、利用者等の保護及び安全の確保を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。

- ① 発生状況の把握
- ② 関係者間での感染拡大の防止措置検討
- ③ 行政機関への報告
- ④ 保健所及び医療機関との連携

(感染症の予防およびまん延防止対策)

第4条 事業所内および訪問先での感染症発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者等へ適切に対応するため、事業所が併設されている施設（老人保健施設みかじま）が運営する感染症対策委員会（以下委員会）に参加する。

- ① 委員会の運営責任者は、老人保健施設みかじま感染症対策委員長とする。事業所

の担当者は、稲見 友美（以下担当者）とする。

- ② 委員会の構成員は以下の通りとする。
    - ・ 医師（施設長）
    - ・ 事務長
    - ・ 看護師
    - ・ 介護職員
    - ・ 管理栄養士
    - ・ 薬剤師
    - ・ その他 必要と認められる者
  - ③ 委員会は、定例開催（月 1 回）かつ必要な場合に委員長が招集する。また担当者は必要性があると判断した場合は、招集を委員長に依頼するものとする。
  - ④ 委員会の議題は委員長が定める。担当者は必要がある場合は議題を委員長に提案するものとする。具体的には以下の通りとする。
    - ・ 施設内の感染対策の立案
    - ・ 指針、マニュアル等の整備、更新
    - ・ 利用者等の健康状態の把握
    - ・ 感染症発生時の措置（対応・報告）
    - ・ 研修、教育計画の策定及び実施
    - ・ 感染症対策実施状況の把握及び評価
2. 事業所は、従業員に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした研修及び訓練を以下の通り実施する。研修及び訓練に当たっては、委員会が主催する場合を含む。
- ① 新規採用者に対する研修  
新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。
  - ② 定期研修  
感染対策に関する定期研修は年 2 回以上実施する。
  - ③ 訓練（シミュレーション）  
事業所内で感染症が発生した場合に備えた訓練を年 1 回以上実施する。
3. 平常時の衛生管理は以下の通りとする。
- ① 環境整備
    - ・ 整理整頓を心がけ、こまめに清掃を行う。
  - ② 日常の感染対策
    - ・ 事業所内
      - こまめな手洗い及び手指消毒（アルコール含有）実施
      - 定時換気（1 時間に 1 回）
      - 常時サージカルマスク着用

・訪問時

常時 N95 マスク着用

携帯用手指消毒（アルコール含有）所持 入退室時使用

③ 日常の観察

出勤時もしくは訪問時に利用者等の異常の兆候を早期に発見するため、動作や声量・声質、食事摂取状況、排泄状況等を聞き取り及び観察する。注意すべき症状は以下の通りとする。

・発熱

ぐったりしている 意識がはっきりしない 呼吸が異常 咳嗽等

・嘔吐

発熱もしている 赤い発疹がある等

・排泄状況

尿量・尿色が異常 便の形状 血便等

・皮膚の状況

骨の突出した部分や四肢の関節外側、圧迫や摩擦が起こりやすい箇所の発疹・発赤等

4. 感染症発生時の対応は以下の通りとする。

① 感染症発生状況の把握

感染症が発生もしくは疑われる場合は速やかに担当者へ報告する。担当者は事業所管理者および老健事務長へ指示を仰ぐ。

② 感染拡大の防止

管理者および事務長は、別に定めるマニュアルに従い対策を講じ、担当者もしくは当事者へ通知する。

③ 関係機関との連携

事業所内で発生の場合…老健みかじま施設長、協力医療機関の医師等  
利用者宅で発生の場合…利用者の主治医

④ 行政機関への報告

管理者は、市町村担当部署へ発生状況を報告する。

5. 相談および対応窓口

① 事業所

居宅介護支援事業所 みかじま

管理者 田中 直人

電話 04-2968-3384

② 法人内および感染対策委員会

老人保健施設 みかじま

事務長 日高 渉

電話 04-2938-1818

③ 当事業所の感染マニュアル

「介護職員のための感染対策マニュアル 訪問系」

令和3年3月

6. 指針の閲覧

本指針は、利用者、家族。関係機関が閲覧できるよう掲示する。

(附則)

本指針は、令和6年4月1日より施行する。